

一般社団法人全国警備業協会関係

加盟会員専用 お知らせ （令和7年度No.8）

下記のとおりのお知らせがありましたので参考にして下さい。

別添1 令和7年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策に関する周知・広報の実施等について

別添2 「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」の改訂について

別添3 令和7年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について

別添4 「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集について

別添 1

全警協発第 173 号
令和 7 年 10 月 3 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

令和 7 年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策に
関する周知・広報の実施等について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、厚生労働省労働基準局長から、別添文書のとおり周知依頼がございました。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

基 発 1 0 0 1 第 1 号
令 和 7 年 1 0 月 1 日

一般社団法人 全国警備業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

令和7年度最低賃金額の改定及び各種賃上げ支援施策に
関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

日頃より、労働基準行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度の地域別最低賃金につきましては、10月1日から順次発効されます。また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

厚生労働省では、改定された最低賃金額（以下「改定額」という。）の履行確保及び賃金の引上げに資する助成金や補助金、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等取引の改善のための施策（以下「各種賃上げ支援施策」という。）の活用促進に向けて、各種広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでおります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下の会員等への改定額及び各種賃上げ支援施策の周知・広報について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、周知のためのポスター等を都道府県の改定額ごとに作成しており、各都道府県労働局で保有していますので必要に応じてお問い合わせください。

都道府県名	改定額【円】 ※括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額	引上げ額【円】	発効年月日
北海道	1,075 (1,010)	65	2025年 10月4日
青 森	1,029 (953)	76	2025年 11月21日
岩 手	1,031 (952)	79	2025年 12月1日
宮 城	1,038 (973)	65	2025年 10月4日
秋 田	1,031 (951)	80	2026年 3月31日
山 形	1,032 (955)	77	2025年 12月23日
福 島	1,033 (955)	78	2026年 1月1日
茨 城	1,074 (1,005)	69	2025年 10月12日
栃 木	1,068 (1,004)	64	2025年 10月1日
群 馬	1,063 (985)	78	2026年 3月1日
埼 玉	1,141 (1,078)	63	2025年 11月1日
千 葉	1,140 (1,076)	64	2025年 10月3日
東 京	1,226 (1,163)	63	2025年 10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	2025年 10月4日
新 潟	1,050 (985)	65	2025年 10月2日
富 山	1,062 (998)	64	2025年 10月12日
石 川	1,054 (984)	70	2025年 10月8日
福 井	1,053 (984)	69	2025年 10月8日
山 梨	1,052 (988)	64	2025年 12月1日
長 野	1,061 (998)	63	2025年 10月3日
岐 阜	1,065 (1,001)	64	2025年 10月18日
静 岡	1,097 (1,034)	63	2025年 11月1日
愛 知	1,140 (1,077)	63	2025年 10月18日
三 重	1,087 (1,023)	64	2025年 11月21日
滋 賀	1,080 (1,017)	63	2025年 10月5日
京 都	1,122 (1,058)	64	2025年 11月21日
大 阪	1,177 (1,114)	63	2025年 10月16日
兵 庫	1,116 (1,052)	64	2025年 10月4日
奈 良	1,051 (986)	65	2025年 11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	2025年 11月1日
鳥 取	1,030 (957)	73	2025年 10月4日
島 根	1,033 (962)	71	2025年 11月17日
岡 山	1,047 (982)	65	2025年 12月1日
広 島	1,085 (1,020)	65	2025年 11月1日
山 口	1,043 (979)	64	2025年 10月16日
徳 島	1,046 (980)	66	2026年 1月1日
香 川	1,036 (970)	66	2025年 10月16日
愛 媛	1,033 (956)	77	2025年 12月1日
高 知	1,023 (952)	71	2025年 12月1日
福 岡	1,057 (992)	65	2025年 11月16日
佐 賀	1,030 (956)	74	2025年 11月21日
長 崎	1,031 (953)	78	2025年 12月1日
熊 本	1,034 (952)	82	2026年 1月1日
大 分	1,035 (954)	81	2026年 1月1日
宮 崎	1,023 (952)	71	2025年 11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	2025年 11月1日
沖 縄	1,023 (952)	71	2025年 12月1日

別添 2

全警協発第 175 号
令和 7 年 10 月 8 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」の改訂について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

全警協では、平成 30 年 3 月に「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」（以下「自主行動計画」）を策定いたしました。この計画は、関係省庁の主導により各業界に策定が要請されたものであり、策定後も毎年フォローアップを実施し、その結果を踏まえて改訂を行っております。

本年は 6 月にフォローアップ調査を実施し、8 月 7 日には改訂のための自主行動計画改訂ワーキンググループを開催いたしました。主に令和 8 年 1 月 1 日に施行される改正下請法（「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」、通称：「取適法」）に沿った内容を盛り込む形で改訂案を検討し、令和 7 年 9 月 18 日の第 3 回理事会において、自主行動計画（令和 7 年 9 月改訂）が承認されました。

また、2 つのリーフレット「警備業における適正取引の推進」および「警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて」についても併せて改訂を行いました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、警備業のさらなる健全な発展のため、これまで以上に積極的に自主行動計画を実践いただけますよう、管内加盟員各位への周知徹底をお願い申し上げます。

なお、今回改訂された自主行動計画およびリーフレットは、全警協ホームページに掲載するとともに、機関誌「セキュリティ・タイム」10 月号に同封して配付いたします。

謹 白

【別添書類一覧】

別添 1 警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画（令和 7 年 9 月改訂）

別添 2 見え消し：警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画

別添 3 リーフレット「警備業における適正取引の推進」

別添 4 リーフレット「警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて」

警備業における適正取引推進等に向けた 自主行動計画

平成 30 年 3 月

令和元年 6 月改訂

令和 2 年 9 月改訂

令和 3 年 10 月改訂

令和 4 年 9 月改訂

令和 5 年 9 月改訂

令和 6 年 8 月改訂

令和 7 年 9 月改訂

一般社団法人 全国警備業協会

目 次

I	本計画の目的	1
II	発注者として取り組むべき事項	2
	(1) 取適法上の義務・禁止行為に関連する取組事項.....	2
	(2) その他の取組事項	9
III	受注者として取り組むべき事項	11
	(1) 取適法上の義務・禁止行為に関連する取組事項.....	11
	(2) その他の取組事項	15
	(3) 通報窓口	16
IV	警備業界の課題解決に向けたその他の取組事項	17
	(1) 人材の確保と定着	17
	(2) 長時間労働の是正	18
	(3) 自然災害発生時等における警備員の安全確保.....	19
	(4) 警備サービスの質の向上.....	19
	(5) 経営基盤の強化とモラルの向上.....	19
	(6) DX化による生産性向上.....	20
V	本計画の推進とフォローアップ	21
	(1) 本計画の推進	21
	(2) 各社によるセルフ・フォローアップ.....	21
	(3) 当協会によるフォローアップ.....	21
	(4) 取引条件等の改善につながった好事例の参照.....	21
	(5) 本計画の見直し	21

I 本計画の目的

警備業界においては、かねてからの課題である慢性的な警備員不足の深刻化、経営基盤を強化するための適正取引の推進、警備員の処遇や職場環境の改善等々、特に危機意識をもって取り組まなければならない課題が山積している。

こうした中、近年、政府は適正な価格転嫁対策に取り組んでおり、令和5年11月、内閣官房及び公正取引委員会が、労務費の転嫁が原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げを行うことを目指し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定した。更に、令和7年6月には、適切な取引環境の整備が必要との観点から、下請代金支払遅延等防止法が改正されて「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（略称：「中小受託取引適正化法」、通称：「取適法」。以下「取適法」という。）」が成立し、令和8年1月から施行される。

当協会では、こうした政府の取組を踏まえ、警備業界における適切な価格転嫁をさらに推進し、警備業の更なる健全な発展のため、警備業務の発注者より十分な理解を得つつ、今まで以上に積極的に自主行動計画を実践していくものとする。また、加盟会社においても、本計画に記載された取組事項に積極的に取り組むものとする。

Ⅱ 発注者として取り組むべき事項

発注者としての警備会社の行動には、法令順守等の観点から少なからず問題が散見される。そこで、当協会のヒアリング等で実際に把握した、問題のある「具体例」を記載し、当該具体例に対し、どのように対応すべきか「取組事項」を示す。

これに加え昨今、政府は、物価上昇に負けない賃上げを行うことを目指し、価格転嫁を阻害する商習慣の一掃に向けて取り組むことを表明し、取適法の適用がない取引であっても、発注者に対し、様々な行動を求めており、これらについても「*価格転嫁」にまとめた。警備業務の元請とならない警備会社であっても、制服や装備品の発注などが上記の行動を求められる対象となることから、注意を要する。

※2026年1月1日より施行される法改正に伴い用語の変更がなされているため、本自主行動計画においても同様に用語を改める。

親事業者 → 委託事業者
下請事業者 → 中小受託事業者

(1) 取適法上の義務・禁止行為に関連する取組事項

① 書面の作成義務、交付義務、保存義務の違反

(具体例)

- ・ 緊急を要するため、委託事業者（元請事業者）が中小受託事業者にも口頭（電話）で発注し、その後、注文書を交付しなかった。

【取適法】

- ・ 委託事業者、中小受託事業者の定義

取適法の対象となる取引は、事業者の資本金の規模・従業員数と取引の内容で定義される。警備業務を含む役務提供委託を行う場合は、以下となる（取適法では新たに、従業員人数による適用基準が設けられた。）。

委託事業者		中小受託事業者
資本金 5 千万円超	→	資本金 5 千万円以下（個人を含む）
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	→	資本金 1 千万円以下（個人を含む）
従業員 100 人超	→	従業員 100 人以下（個人を含む）

※法改正による運送委託の対象取引への追加

法改正により、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引が取適法の対象となるため、留意すること（取適法第2条第5項）。

- ・ 委託事業者の義務

中小受託事業者に役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、委託代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面（いわゆる4条書面）を中小受託事業者に交付することは、委託事業者の義務とされている。（取適法第4条。罰則あり）

「警備業における適正取引の推進」のねらい

警備業は、1962年に誕生して以来、多くの先人とお客様に支えられながら、防犯・防災の観点から社会に安全・安心を提供する生活安全産業としての地位を築いてまいりました。

しかしながら、警備業界では、低賃金や厳しい労働環境を原因とする人手不足が長年の課題となっており、このような状況が続けば、近い将来、全てのお客様のニーズに応えることができなくなることが懸念されます。

これまでの警備業界では、取引上、発注元(委託事業者)が強い立場にあることから、例えば、「警備業務以外の付帯業務にかかる対価」、「発注元の都合による著しい警備料金の減額」などについて、警備料金の交渉をしたくても以後の取引を断られることをおそれ、交渉がうまくできない商慣行が存在し、適正な取引ができているケースも多々ありました。

今後、警備業が更に健全に発展し、全てのお客様のニーズに応えていくためには、お互いが必要な費用などについて、交渉ができる環境を構築し、双方が手を取り合い一体となって取り組んでいくことがとても重要であると考えております。

こうした観点に立ち、また、政府の施策として各団体による自主行動計画の策定が求められていることから、一般社団法人全国警備業協会(以下「全警協」という)では、警察庁並びに関係省庁と綿密に検討を重ね、望ましい取引事例や下請法等で問題となる事例を取りまとめた「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を策定(全警協ホームページ参照)し、その実務版として、本リーフレットを作成いたしました。そして、2025年には、下請法が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(取適法)に改正されたことに伴い、本リーフレットも改訂しました。

本リーフレットは、これまで実際にみられた取引慣行のうち、よくありがちな事例をピックアップし、その上で目指すべき取引を事例ごとに掲載しております。

今後、発注元(委託事業者)と警備業者の双方で適正な取引を行っていく上で、本リーフレットを役立てていただければ幸いです。

一般社団法人 全国警備業協会

警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画

全警協 自主行動計画 検索

「自主行動計画に基づいた適正取引の推進について」

現在、全国で約59万人の警備員の方々が、その業務を通じて地域の安全・安心の実現に貢献されております。警備業は国民や事業者の自主防犯活動を補完・代行する役割を担っており、生活安全産業として、その果たすべき役割は一層重要なものと認識されています。

政府では、原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、中小企業が物価上昇を上回る賃上げの原資を確保するためには、価格転嫁を含む取引適正化が極めて重要だと捉え、関係省庁が一丸となって、パートナーシップ構築宣言や商慣習の見直し等の取組を推進しているところです。

今後の警備業の健全な発展のためには、こうした政府の動きにあわせて、警備業者の皆様による警備員教育等を通じた業務の質の向上だけでなく、警備業における適正な取引のための不断の取組が必要です。

この度、(一社)全国警備業協会において改訂された「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」の下で、警備業者の皆様が「警備業の適正取引の推進に向けて積極的に取り組まれることを願っております。

警察庁生活安全局長 山田 好孝

困ったときの相談先

● 中小企業基盤整備機構 ●

価格交渉・価格転嫁について相談する。

中小企業では労務費や原材料費、エネルギー価格などの上昇分を、発注側企業に適切に価格転嫁するための支援体制を強化するため、全国47都道府県に設置している経営課題に対応するワンストップ相談窓口である「よろず支援拠点」に「価格転嫁サポート窓口」を設置しました。お気軽にご相談ください。詳しくは「よろず支援拠点全国本部」のホームページをご確認ください。

よろず支援拠点全国本部

☎ 03-5470-1581



● 全国中小企業振興機関協会 ●

取引上の悩みについて相談する。

「全国中小企業振興機関協会」では、全国の中小企業から寄せられた企業間取引に関する様々な相談などに対して相談員が無料で親身になって対応するとともに、必要に応じて弁護士による無料相談も行っています。詳しくは全国中小企業振興機関協会のホームページをご確認ください。

取引かけこみ寺(旧 下請かけこみ寺) 相談用フリーダイヤル(通話料無料)

☎ 0120-418-618



～警備員、営業員の方へ～

● 全国警備業協会 ●

通報窓口

警備業における取引において、「取適法」又は「独禁法」等の法令違反や不当な要求などがあった場合、その他、全国警備業協会「自主行動計画」に記載の事例に類似したものを目にした場合等は、当協会へ必ず通報してください。

全国警備業協会 フリーダイヤル(通話料無料)

☎ 0120-630-990

相談窓口

全国警備業協会では、警備業における適正取引に向けた相談をお受けしています。

全国警備業協会

☎ 03-3342-5821

通報・相談内容については、適正な情報管理の下で取り扱いますので安心してご相談ください。



一般社団法人 全国警備業協会



警備業における 適正取引 の推進

毎年9月・3月
価格交渉促進月間



これって違法！？
～適正取引のポイント～

一般社団法人 全国警備業協会
協力：警察庁

次の取引内容は、「取適法(旧下請法)」又は「独禁法」等に違反するおそれがあります。

活用方法

本リーフレットは、「どのような取引行為が法令違反に該当するおそれがあるのか?」「どのように交渉を進めれば効果的なのか?」などについてまとめています。十分に理解し、適宜、本リーフレットを発注者に提示するなどしてご利用ください。

警備会社の経営者をはじめ、警備員、営業員、事務スタッフ等のあらゆる立場、職位の方々にご利用いただき、警備業における適正取引について広く普及に努めていただければ幸いです。

事例は全て実際に起きたことを基にしています。

01 書面の作成義務、交付義務、保存義務の違反

発注内容は書面化されていますか?

緊急を要するため、発注者が警備業者に口頭(電話)で警備業務を委託し、その後、注文書を交付しなかった。



目指すべき取引

- 発注者と十分に協議を行い、支払条件や提供業務の内容など、あらかじめ具体的に合意の上、書面化している。
- 契約内容と実態が乖離している場合には、書面と実態とを合わせるために発注者と協議している。

チェック欄

☐
☐

02 代金の支払遅延

支払期日は守られていますか?

あらかじめ定めた支払期日を過ぎても警備料金が支払われず、支払を遅延させた。



目指すべき取引

- 発注者に対し、できる限り短い期間内(取適法の適用を受ける取引においては、警備業務を提供した日から60日以内のできる限り短い期間内)に支払期日を定めることを求めている。
- 支払が期日を超えた場合は、遅延利息(取適法の適用を受ける取引においては、起算日から60日を超えた場合、最低限、年率14.6%)の支払を求めている。
- 継続取引において、受注した警備業務が長期間に及ぶ場合、必要があれば、月単位での支払を発注者に求めている。

チェック欄

☐
☐
☐

03 代金の減額

警備料金の支払い時に減額されていませんか?

発注者から警備料金の支払い時に一方的に1,000円単位で値引いて支払われた。



目指すべき取引

- 何らかの名目があっても、実質的に代金減額の要請があった場合は、その理由の説明を求め、発注者と交渉を行っている。
- 発注者側の担当者による一方的な減額要請については、発注者側の権限者と交渉を行っている。
- 受注担当者が安易に代金減額に応じていないか、社内においてチェックを行っている。
- 安易に端数の切捨てに応じないで、法令違反のリスクを説明し、改善を求めている。

チェック欄

☐
☐
☐
☐
☐
☐

04 買いたたき・協議に応じない一方的な代金決定

著しく低い警備料金を一方的に設定されていませんか?

従来の警備料金から一律に一定率で単価を一方的に引き下げられることにより、通常の対価を大幅に下回る警備料金が定められた。



目指すべき取引

- 見積り時における業務量や期間が大幅に変更される場合、発注者と十分な協議を行い、料金の再設定、追加費用の負担を求めている。
- 通常より短い準備期間での業務提供を要請された場合は、負担増しの裏付けとなる客観的資料を提示するなどした上で、料金の増額を求めている。
- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが増加した場合は、発注者に価格変更を柔軟に行うよう要求し、適切なコスト増加分の全額転嫁を求めている。
- 発注者が協議に応じない場合は、理由を書面、電子メール等での回答を求めている。

チェック欄

☐
☐
☐
☐
☐
☐

※価格交渉の際は、当協作成のリーフレット「警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて」を積極的にご利用ください。



05 購入・利用強制

自社商品の購入等を強制されていませんか?

発注者が関わるチケットや商品の購入を強制させられた。



目指すべき取引

- 購入・利用強制が違法であり、応じることができない旨を伝える。

チェック欄

☐

06 不当な経済上の利益の提供要請

契約外の作業等を無償提供していませんか?

発注者から契約外の除石作業やトラックの洗車、休憩所、トイレ等の清掃をさせられた。



目指すべき取引

- 契約外業務を要請された場合は、まず、契約外である旨を伝える。
- 必要に応じ、業務の範囲等を協議の上書面化し、有償で対応する。
- 発注者がこれに応じない場合は、契約外業務は行わない。
- 現場で契約外業務を要請された場合は、現場担当者のみで判断せず権限者に報告し、発注者と協議している。
- これまでの慣行で付帯業務等の契約外業務の実施要請に応じていないか社内においてチェックを行っている。

チェック欄

☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐
☐

07 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

発注者の都合を理由とした警備業務のキャンセルをされていませんか?

受注した警備業務に必要な機器、人員を手配した後に、発注者の都合で発注をキャンセルしたにもかかわらず、警備会社が要した費用は支払われなかった。



目指すべき取引

- 発注者の都合により、仕様や業務提供日・期間の変更等が生じた場合は、これに伴い発生した費用の負担を求めている。
- 解約金やキャンセル料の発生について、発注者に対し、あらかじめ書面化するように求めている。

チェック欄

☐
☐
☐
☐
☐

公表資料に基づくコスト上昇率一覧



※1 最低賃金(全国加重平均額)の2020年10月と2024年10月の比較

※2 2021年3月から適用されている公共工事設計労務単価(全国平均。ただし、入札不調の発生状況等に応じた単価を採用している岩手県・宮城県・福島県を除く。)と2025年3月から適用されている公共工事設計労務単価(全国平均)との比較

※3 2021年度建築保全業務労務単価(全地区平均)と2025年4月から適用する建築保全業務労務単価(全地区平均)との比較

※4 日銀統計資料企業物価指数の2020年年間平均と2024年年間平均の比較

※5 日銀統計資料企業向けサービス価格指数の2020年年間平均と2024年年間平均の比較

(参考)警備業に関連するコスト一覧

警備業種	主なコスト
施設・空港保安・雑踏・交通誘導・身辺	労務費、装備関連費
機械	労務費、車両関連費、装備関連費、機器関連費
貴重品運搬	労務費、車両関連費、装備関連費、入金機関連費、消耗品費
核燃料運搬	労務費、車両関連費、装備関連費

資料集

<https://www.ajssa.or.jp/wp/wp-content/themes/ajssa/pdf/health/promotion/tekiseitorihiki-shiryousyu.pdf>

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129_roumuhitenka.html



発注者の皆様へ

政府は、物価上昇に負けない賃上げを行うことを目指し、令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(内閣官房・公正取引委員会)を公表しました。これを踏まえ、各警備業者が発注者の皆様に価格改定を申し入れた場合には、以下の内容をご考慮いただき、適正な価格での警備業務の実施につき、ご理解・ご協力をお願い致します。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」ポイント

- 労務費も原材料価格やエネルギーコストと同じく適切に価格に反映させるべきコストである
- 発注者は、労務費の上昇を理由とした取引価格の引上げを求められた場合も協議のテーブルにつく必要がある

上記指針は、発注者の皆様に以下の行動を求めています。

※警備業者が発注者になる場合も含まれます。

- ①経営トップが価格転嫁の方針を決定し、社内の交渉担当者や受注者にその方針を示すなどの経営トップの関与
- ②発注者からの定期的な協議の実施
- ③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥必要に応じて、発注者から受注者に価格転嫁に係る考え方を提案すること

【発注者・受注者の双方が求められる行動】

- ①定期的にコミュニケーションをとること
- ②価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること

フォローアップ調査

当協会は、警備業者を対象に価格転嫁の状況や賃上げの達成度などについて調査を実施し、調査結果を関係機関に共有するとともに、発注者の皆様より頂戴する警備料金が着実に賃上げに結び付いているかを検証する予定です。

政府における賃上げに係る対策



出典:政府広報オンライン「新しい資本主義の実現に向けて」
<https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/newcapitalism/>



警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて



一般社団法人 全国警備業協会
協力：警察庁

警備業者の皆様へ

政府は、物価上昇に負けない賃上げを行うことを目指し、令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(内閣官房・公正取引委員会)を公表しました。これを踏まえ、当協会では、警備業者の皆様が各社でコスト上昇分を警備料金に反映することにより従業員の賃上げを実現できるよう、本リーフレットを作成いたしました。

発注者との交渉の際には、『警備業における適正取引の推進』リーフレットとともに、是非ご活用ください。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」ポイント

労務費も原材料価格やエネルギーコストと同じく適切に価格に反映させるべきコストである

受注者側にも、労務費の上昇分は自社で吸収すべき問題であるとの考え方があるが、物価に負けない賃上げを行うためには積極的に価格転嫁の交渉をしていくべきである

発注者との価格交渉の際、取り組んでいただきたいこと

- ①積極的に情報収集した上で交渉に臨みましょう
- ②コスト上昇の根拠資料として、公表資料を用いましょう
巻込み面の「公表資料に基づくコスト上昇率一覧」参照
- ③価格交渉を申し出やすいタイミングを逃さないようにしましょう
- ④発注者からの価格提示を待たず、自ら価格を提示しましょう

発注者・受注者の双方に取り組んでいただきたいこと

- ①定期的にコミュニケーションをとりましょう
- ②価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管しましょう

発注者から以下のような対応をされていませんか？

その発注者の対応は「**独禁法**」または「**取適法違反**」となるおそれがあります。
(旧 下請法)

公正取引委員会への通報にご協力を！

1 取引開始以降、コストは上昇しているが、長期間一度も価格改定がなされていない。



2 取引開始以降、毎年のように値下げ要請あり。



3 価格交渉の場で、コスト上昇分の価格への反映について、明示的な協議なく価格据え置きとなった。



4 コスト上昇により、価格引き上げを求めたが、文書による価格転嫁しない理由の回答なく、価格が据え置きとなった。



5 コスト上昇に関する公表資料を提出して価格引き上げの協議を求めたが、公表資料以上に詳細な根拠資料を求められ、これに応じなかったところ協議を拒否された。



6 直接の再委託先からコスト上昇分の転嫁を求められたため、発注者に取引価格の引き上げを求めたが、明示的な協議なく価格据え置きとなった。



7 燃料費上昇分の価格転嫁は認められたが、労務費の上昇は外部要因ではないと判断され、価格引き上げの理由として認めてもらえなかった。



8 発注者が、発注者指定の算定式やフォーマット以外のコストの算定方法を受け入れず、その結果、通常の価格より著しく低い単価となった。



このようなことがあれば...

公正取引委員会・中小企業庁「**違反行為情報提供フォーム**」へ

情報提供をお願い致します。 <https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo/20220126>

労務費の転嫁に関しては、公正取引委員会「**労務費の転嫁に関する情報提供フォーム**」へ

情報提供をお願い致します。 <https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/romuhitenka.html>



別添 3

全警協発第 178 号
令和 7 年 10 月 15 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

令和 7 年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、警察庁生活安全局生活安全企画課長から、別添文書のとおり周知依頼がございました。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

事 務 連 絡
令和7年10月8日

一般社団法人全国警備業協会
会長 村 井 豪 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

令和7年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について（御依頼）

平素から、警察業務の各般にわたって、御理解と御協力をいただいております、厚く御礼を申し上げます。

さて、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制や年5日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が施行されました。

そうした中で、大企業・委託事業者（以下「大企業等」という。）による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があるとされています。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会において、「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するために令和元年6月に策定した「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」に基づき、「しわ寄せ」防止に向けた取組が推進されています。

また、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置付け、厚生労働省が実施する「過重労働解消キャンペーン」と併せて、「しわ寄せ」防止に向けた集中的・効果的な周知・啓発の取組が行われます。

つきましては、貴協会におかれましても、引き続き、「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を推進していただくとともに、別添の「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の周知用リーフレットを活用して、会員の皆様に周知を図るなど、大企業等の働き方改革に伴う取引先中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けた積極的な対応をお願いいたします。

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。



その無理な発注の「しわ寄せ」で
取引先が途方に暮れていませんか？

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する
適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト

STOP!
しなせ

大企業等と取引先中小事業者は 共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の**適正なコストは委託事業者が負担**すること。
- 委託事業者は、受託事業者の**「働き方改革」を阻害する**不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

●委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延

●過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、
適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送

●納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう**長期発注計画を提示し、発注の安定化に努める**こと。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮**すること。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。
特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月1日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和7年11月1日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ホットライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

別添 4

全警協発第 179 号
令和 7 年 10 月 15 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、総務省行政管理局公共サービス改革推進室から協力依頼がございました。

先般、令和 7 年 8 月 8 日付全警協発第 140 号において、今年度の「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する情報公表要請の受付をご案内しておりましたが、このたび、国の行政機関等が実施する公共サービスについて、国民の立場に立って不断の見直しを行い、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的として、「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集が行われるとのことです。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する 意見募集について

令和7年10月9日
総務省公共サービス改革推進室

総務省公共サービス改革推進室では、令和7年10月9日（木）から11月7日（金）までの間、官民競争入札又は民間競争入札¹（いわゆる市場化テスト）の対象とすることで、民間の創意工夫が適切に反映され、より良質かつ低廉なサービスの実現が可能になると考えられる具体的な公共サービスについて、民間事業者及び地方公共団体の方々から御意見を募集いたします。

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）は、国の行政機関等が実施する公共サービスについて、国民の立場に立って不断の見直しを行い、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的としております。

また、公共サービス改革法では、「公共サービス改革基本方針」を策定又は変更する際に、民間事業者や地方公共団体の方々から意見を聴取することが定められています²。

つきましては、令和7年10月9日（木）から11月7日（金）までの間、令和8年に予定している「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する御意見を下記のとおりに募集します。

民間事業者の方々におかれましては、国の行政機関等³又は地方公共団体が実施する事業のうち、その実施を自ら担うことができると考える業務の範囲のほか、国の行政機関等が実施する事業のうち、既に民間委託されているものの、市場化テストの実施により競争性の改善（より多くの事業者の参入など）が見込まれるもの等について御意見をお寄せください。

地方公共団体の方々におかれましては、地方公共団体が自ら実施する事業のうち、民間に委ねることが適当と認める業務の範囲等について御意見をお寄せください。

なお、御提出いただきました意見書の内容について、当室からヒアリ

¹ 「官民競争入札」は、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みであり、実施要項（仕様書等の入札関係資料）の作成、落札者決定のための評価等において官民競争入札等監理委員会の関与が行われるもの。

「民間競争入札」は、「官」は参加せず、質・価格の両面で最も優れた民間事業者が、そのサービスの提供を担う仕組みであり、実施要項の作成等において官民競争入札等監理委員会の関与が行われるもの。

² 公共サービス改革法第7条第3項、第5項及び第9項

³ 「国の行政機関等」には、国の行政機関のほか、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人（株式会社であるものであって、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）が含まれる。ただし、国の行政機関のうち、人事院及び会計検査院は含まれておらず、国会（立法）及び裁判所（司法）は公共サービス改革法の対象外である。

ングを実施させていただく場合がございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見の内容

- ①民間事業者において、国の行政機関等又は地方公共団体が実施する事業のうち、その実施を自ら担うことができると考える業務の範囲。また、これに関し政府が講ずべき措置
- ②民間事業者において、国の行政機関等が実施する事業のうち、既に民間委託されているものの、市場化テストの実施により競争性が改善されると考えるもの
- ③地方公共団体において、自ら実施している事業のうち、民間に委ねることが適当と認める業務の範囲。また、これに関し政府が講ずべき措置
- ④その他、公共サービス改革基本方針に関する事項

に関する御意見を募集します。

(記入例)

【提案事項】

〇〇事業について市場化テストを実施

【提案の具体的内容・理由等】

現在△△が実施している〇〇事業については、市場化テストの対象とすることにより、民間の創意工夫が適切に反映され、より良質かつ低廉なサービスの実現が可能になると考えられる。

提案の詳細及び理由については下記のとおりである。

- ・現在△△が実施している〇〇事業については、民間事業者が同様の事業を行っている実績があり、市場化テストの対象とすることにより、民間の創意工夫が適切に反映され、□□の効果が期待できる。
- ・△△が実施している〇〇事業については、一部民間事業者に委託しているものの、積極的な事業の情報開示や、業務の委託範囲や内容を見直すことにより、民間の創意工夫が適切に反映され、□□の効果が期待できる。

国の行政機関等が実施する事業のうち、過去に市場化テストの対象となった事業については、当室のホームページ「法に基づく入札の対象外とされた事業一覧」を御覧ください。

○法に基づく入札の対象外とされた事業一覧（URL）

https://www.soumu.go.jp/main_content/001016223.pdf

重要な御意見については、関係行政機関等との調整や官民競争入札等監理委員

会における審議等を経た上で「公共サービス改革基本方針」に反映されるよう検討いたします。なお、当該御意見と、それに対する関係行政機関等からの回答は、当室のホームページ⁴にて公表いたします。

2. 募集期間

令和7年10月9日（木）から11月7日（金）まで

3. 提出方法

以下のいずれかの方法にて御提出をお願いします。

- ①インターネット（下記URLからアクセスしてください。）

(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

※e-Gov のページリンク

※ページ上部の「案件一覧」タブを選択いただき、「意見募集案件」の検索欄にキーワードとして、案件名（「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集について）を御入力の上、検索いただきますようお願いいたします。

- ②電子メール

意見書様式に御記入いただいた後、PDF形式に変換したファイルを電子メールに添付の上、下記アドレスに送信してください。

- ③郵送又は持参

記入済みの意見書を下記宛先に御提出ください。

郵送の場合は、封筒の表面に「意見書在中」と朱書きしてください。

<宛先>

総務省 公共サービス改革推進室内 意見募集担当

住所：〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階

メールアドレス：kousa●soumu.go.jp

※迷惑メール防止対策のため、●を、@に置き換えてください。

4. その他

- ① 御意見の内容の詳細等を確認するために、意見書に記載された連絡先に公共サービス改革推進室から問合せをさせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- ② 郵便事故や通信事故により未着となった意見書については、本募集においては受け付けかねますので、御了承ください。なお、当室より到着した旨の御連絡はしておりませんので、意見書の到着を確認されたい場合は、当室までお電話にてお問い合わせください。

⁴ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/momiji/2016/iken.html

- ③ 御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人又は団体等にあつては、その名称等並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、メールアドレス等の個人情報については、御意見の内容確認等、「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見の受付に係る連絡目的に限って利用することとし、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正な管理を行います。
- ④ なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体等にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体等にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

（問合せ先）

総務省公共サービス改革推進室 意見募集担当

TEL:03-5501-1847